

Title	吹田地区共同利用実験装置利用規定
Author(s)	
Citation	大阪大学低温センターだより. 2 P.29-P.29
Issue Date	1973-04
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/6295
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

低温工学協会冷凍部会

低温工学に関する学協会として低温工学協会があり、本学の中でもかなりの低温研究者が参加されております。この協会の中に昨年末冷凍部会（部会長：信貴豊一郎氏）というのが結成され、特に極低温に関する技術を向上するためお互いの意見交換の場が作られました。会合は年10回予定され次の予定がたっています。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 48年1月：MHD発電 | 7月：阪大低温センター |
| 2月：東大低温センター | 9月：スーパースチエンパー |
| 4月：国鉄磁気浮上列車 | 10月：電子機器と冷却技術 |
| 5月：日本の低温冷凍技術の今後 | 11月：超電導発電機 |
| 6月：超電導送電とその冷却 | |

7月の会では部会長からの依頼で次のテーマを予定しています。

山本 純也（低温センター）：阪大低温センターのシステム

岡田 東一（工学部）：核融合と超電導

冷凍部会は団体加入が原則ですので、阪大では低温センターが入会しております。興味をお持ちの方は低温センター山本まで御連絡下さい。

吹田地区共同利用実験装置利用規定

48.2.16 吹田地区運営委決定

1. 共同利用実験装置を2種に分類する。センターの経費によって購入したものを装置A、センター外の経費によって購入され、センターが管理を委任されたものを装置Bと呼ぶ。
2. 装置の利用にあたって希望者は、使用願い届に使用者名、研究題名、装置を必要とする理由を記入し、低温センター吹田分室に提出すること。
3. 利用の許可は低温センター吹田地区運営委員会が行なう。
4. 装置Aに対しては別に定める使用料を徴収する。
5. 装置Bに対しては購入経費を負担したグループに属する研究者は、優先的割当を受ける。なお、使用料については経費負担グループの意向に従う。
6. 装置の使用にあたっては、使用説明書等を熟読し、センター職員の指示に従うこと。
7. 装置に異常を感じた時は直ちに使用をやめ、センター職員に連絡すること。
8. 使用者が過失によって装置を故障させた場合は、吹田地区運営委員会の議によって修理費用等を負担させられる場合がある。

附 記

- 本規定の改訂は、吹田地区運営委員会の議による。
- 本規定は昭和48年4月1日より適用する。
- 装置の利用状況は低温センターだよりに掲載する。